

開発許可等の審査基準における主な変更点

技術基準

項目	変更・追加の概要
小区間で通行上支障がない場合（政令第25条第2号）	道路の延長がおおむね120m以内であっても、通り抜け道路は原則不可であったが、道路の延長がおおむね120m以内であれば、通り抜け道路は原則可とする基準に変更。
道路の幅員	幅員に算入できる工作物に関する基準の追加。 電柱等の工作物の移設に関する基準の追加。 既存道路の幅員に関する基準の追加。
袋路状道路（省令第24条第5号）	既存の公共施設を避難通路にする際の構造に関する基準の追加。
街角の隅切り（省令第24条第6号）	曲がり角に関する基準の追加。 片側隅切りに関する基準の追加。
排水施設（法第33条第1項第3号）	雨水のオーバーフロー分の処理について、必須から任意に変更。
切土・盛土等（法第33条第1項第7号）	宅地造成法を引用する基準から、盛土規制法を引用する基準に変更。
緩衝帯の配置（法第33条第1項第10号）	対象となる予定建築物等、緩衝帯の幅員について明確化。
申請者の資力・信用（法第33条第1項第12号）	審査の対象となる添付書類の明確化。

立地基準

項目	変更・追加の概要
法第34条第1号	共同生活援助施設に関する基準の明確化。 修理工場に関する基準の明確化。
法第34条第9号	高速自動車道におけるサービスエリア、パーキングエリアに関する基準の明確化。
法第34条第11号	法第34条第11号に基づく条例区域、予定建築物等に関する基準の明確化。
法第34条第12号	法第34条第12号に基づく条例区域、予定建築物等に関する基準の明確化。 <ul style="list-style-type: none"> ・12号区域（産業系） ・12号区域（既存の集落）

	<ul style="list-style-type: none"> ・分家住宅 ・敷地拡張
法第34条第13号	法第34条第13号に関する基準の追加。

建築等許可の立地基準

項目	変更・追加の概要
政令第36第1項第3号ハ (条例第6条第4号)	生活困窮に関する基準の明確化。

浸水ハザードエリアにおける開発行為等

項目	変更・追加の概要
法第34条第11号 法第34条第12号 政令第36第1項第3号ロ 政令第36第1項第3号ハ	浸水ハザードエリアに関する基準の明確化。